

巨萬の富を有しながら一時間 無給で働けと強制す。

そも今回の争議の直接原因は去る二十一日、長谷川工場長が全従業員を集め「今日より一時間を延長する。就ては無給で働かして欲しい」と云ふ話でありました。

そこで全従業員は働くことはよいが、一時間分だけ、賃銀を増して欲しいと三度、種々数願したところ、亂暴にも二十三日の朝になり、就業規則を勝手に改正し、提示したのであります。之より私共は了解出来ませんから晩五時になりましたので歸らうとしました。

ところが、長谷川工場長曰く「一時間無給で働くと言ふ事が出来ないならば、明日より全部出勤に及ばない、君等の様な職工は芝浦にトラックを持って行けば澤山ある」更に北室監督の曰く「職工の分際して生憎氣だ、貴族院議員に齒が立つか、暴力団でもなんでも頼んで来い」

と云ふ全く私共すら容易に口にし得ない様な暴言をして、私共を工場より追降したのであります。

平和的解決を蹂躪して戦を挑む!!

吾等は斯の如き工場側の態度を國家貴族院議員のたにも、津村氏個人の爲にも、断じてとらざる處であると信じ、二十三日午後八時、明日より作業をなすつゝ平和裡に解決したいからと、會見を申し込んだ處曰く、『發表してある就業規則を承認して働くならばよい』と云ふ回答で、種々電話で交渉しても埒があかず、では是非一度今晩の内に御會ひしたいと飽くまでこちらの精神を傳へんと努めたのであります。すると漸らくしてから電話で、よくお話を判りましたが當方は、明日より臨時休業することに決定しますからと取付く島もない返事でありました。

最早我々は黙するに忍びず、起つて中將湯の猛省を促すべく將來の事も考へ左の歎願書を提出した次第であります。

歎願書

- 一、看板部員の看板取出の際に出張手當金三十銭を従前通り支給せられたし
- 二、賃銀二割値上されたし
- 三、皆勤手當半月に付き一日分を支給せられたし
- 四、職工各自の積立金額を公表せられたし
- 五、退職手當金を勤続一年に付き一ヶ月分を支給せられたし
- 六、公傷の場合は健康保険給付金の外日給の金額に満つる見舞金を支給されたし
- 七、健康保険給付金を一時會社にて立書えられたし
- 八、定時間を十時間とされたし
- 九、當直の場合は時間に應じて手當を支給せられたし
- 十、製薬部従業員を村木運搬等に使用せざる様されたし
- 十一、兵役に關して休業する場合は日給全額を支給されたし
- 十二、浴槽割合にはマスク、及眼鏡を支給されたし
- 十三、年二回制服を支給されたし
- 十四、年二回の定期昇給をされたし
- 十五、男子と同じく女子にも月二日分の公休を支給されたし
- 十六、争議中の日給全額を支給せられたし
- 十七、争議中の争議費用全額を支給せられたし
- 十八、今回は勿論のこと今後と雖も労働條件の改善並に作業能率増進等に關しては組合代表者の加はる勞資懇談會を開設し談合せられたし

諸君

吾等の斯くして提出した歎願は尙ほ極めて微溥的なもので、賃銀は平均一圓弱、一時間の残業の總額は六圓足らずであります。巨萬の富に比して僅か一日六圓足らずの金を六十人の労働者からむしり取る様にするとは、何事である!! 道路改正で市から得た、數十萬金の利子の一部にも足りないものである。

今日日本は非常時である! 貴族院議員が先頭で、非常時が、多数労働者を苦しめるにあるならば、日本の將來は亡國あるのみであると信する。眞に六圓の金を労働者より取らなければ經營が困難な現状にあるならば、堂々と會見してその立場より主張する處は主張し、道理のある處に向かつて、解決の策をとればよいのである。

長谷川工場長、北室監督等が貴族院議員の威をかつて従業員を酷使するが如きは断じて吾等のゆるさざる處である。

態度を徹弩か改めざる限り如何なる運命も受けざる

魔の手に逢ふも敢然立つて徹底的に戦ふものであります。

長谷川、北室を徹底的に膺懲せよ!!

乞ふ!! 御批判と御聲援を!

日本労働總同盟

中央合同労働組合本部

芝區三田四國町二ノ六
電話三田〇四三六

中將湯争議團本部

上目黒八丁目五〇〇番